

市民後見人の特性と意義を考える —後見人の類型による活動実態の比較から—

○ 関西大学大学院 松下 啓子 (7745)

黒田 研二 (関西大学・2797)

キーワード：市民後見人，身上監護，コミュニティフレンド

1. 研究目的

2000年に成年後見制度が創設され、財産管理に加えて身上配慮義務および本人意思尊重義務が明文化された。当初、成年後見人は親族が90%を占め、専門職は10%弱に過ぎなかった。その後、親族後見人は年々減少し2017年には26%まで低下している。これは少子高齢化により高齢者夫婦世帯や単身高齢者世帯の増加によるものと考えられる。これまで親族後見人の不足を担ってきたのは専門職後見人である。しかし、専門職後見人の数には限界がある。そこで注目されているのが市民後見人である。市民後見人の定義が確立しないまま各自治体が市民後見人を養成し、活動を開始したため、非常に多様な市民後見人が誕生した。市民後見人は基本的にボランティアであるがその職務は専門職と同じであり、責任は重い。市民後見人が誕生したきっかけは後見人不足であるが、単なる数の埋め合わせではなく、新たな後見人類型と考えられる。本研究は専門職後見人・法人後見人・市民後見人の活動実態を比較し、市民後見人の特性と意義を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2018年4月より2018年9月まで市民後見人、専門職後見人、法人後見人の責任者に対してインタビュー調査を実施した。後見人類型が偏らないように専門職は4人、専門職と職員のみで活動する法人後見人は2か所、市民後見人は7人に対して行った。インタビューはインタビューガイドを用いて半構造化インタビューを実施した。インタビューは佐藤郁哉による質的データ分析法を参考に分析を行った。インタビュー内容はICレコーダーに録音し、逐次録を作成した。インタビューガイドをもとに質問を整理し、3つの類型の後見人を比較する項目を①動機、②普段の活動内容、③活動する中で困ったこと、④活動する中で良かったこと、⑤意思決定支援について、⑥報酬について、⑦継続の意思の7つとした。その項目ごとに逐次録をコーディングし、コードリストを作成した。市民後見人、専門職後見人、法人後見人についてコードリストから役割を比較した。

3. 倫理的配慮

調査協力者に対しては研究の趣旨を文書および口頭で説明し、書面で承諾を得ている。また、研究結果の中で個人名が特定されないよう配慮している旨を説明し、調査結果の公表について承諾を得ている。本研究は共同研究であり、研究発表の要旨集掲載原稿への投稿内容について共同研究者の承諾を得ている。本研究は関西大学人間健康学部倫理審査委員会の承認を得ている。(承認番号2017-16)

4. 研究結果

①**動機**について：専門職は専門職団体や同職種の人からの働きかけをきっかけに活動を開始していた。市民後見人は家族の介護などの経験を活かしたいという意思をきっかけに活動を開始していた。②**普段の活動**：市民後見人の活動で注目されるのは「歌を歌う」や「動画を見る」「一緒に食事をする」といった日常生活の延長上と言えるような活動と「洗濯」や「草引き」などの事実行為を行っていたことである。本稿ではこれを日常生活支援と名付ける。市民後見人は身上監護に加えてこのような日常生活支援を行っていた。③**活動する中で困ったこと**：専門職後見人と市民後見人は家族・親族との衝突とコミュニケーションの難しさを挙げていた。法人後見人は関係機関との連携不足を挙げていた。④**活動する中で良かったこと**：専門職後見人と市民後見人は疎遠だった親族と再会できたことにより双方から感謝されたことを挙げていた。また、市民後見人は職務をやり遂げた時の達成感を挙げていた。⑤**意思決定支援**について：障害者の権利に関する条約では代理決定は認められず意思決定支援を行うとされている。3類型とも実務上の対応はできうる限り意思決定支援を行うが、意思疎通ができない場合のみ代理決定を行っていた。⑥**報酬**について：専門職後見人や法人後見人は職業の対価として報酬を受け取っているが、現状では不十分であると考えている。それに対して市民後見人は無報酬または少額の報酬で活動していた。⑦**継続の意思**：専門職後見人は職業的な使命感により、市民後見人は職務を全うしたときの強い達成感により継続の意思につながっていた。法人後見人については法人の特性により、長期にわたり後見活動が継続できることが存在理由のひとつになっている。

5. 考察

市民後見人の特性は頻回の見守り訪問と日常生活支援にあると考えられる。これはコミュニティフレンドやコンタクトパーソンと融合したような活動と考えられる。篠本はコンタクトパーソン活動により要援助者の情報や信頼を得てから市民後見活動に入る方法を提案している（篠本 2015）。専門職の場合、十分な報酬が得られない中で専門性を超えた日常生活支援まで行うことは困難であろう。これは市民後見人が後見活動を職業ではなく、純粋な地域活動として行っているからこそできる支援なのである。地域における権利擁護活動を互助として実践するところに市民後見人の意義がある。日常生活支援の内容を見ると必ずしも必要ではない支援に見えるが、実際はその小さな活動を積み重ねることにより、被後見人との信頼関係を深め、反応を引き出し、結果として身上保護や意思決定支援による影響を及ぼしているのである。今回の分析結果をみると専門職後見人・市民後見人・法人後見人のそれぞれが得意な分野、あるいは活動可能な分野を中心に活動していることが分かった。数少ない成年後見人ができるだけ多くの判断能力の不十分な人々を支援するには、各類型が柔軟に職務を連携していくことがきわめて重要であるといえる。

文献 篠本耕二（2015）「市民後見人の役割と課題 市民後見人は成年後見制度・事務の救世主となりえるのか」『福祉社会開発研究』（7）、79-88.